

## 建設関係

- 1 交通の安全と円滑化を図るため、道路の改良整備とともに自転車道や歩道の整備推進を図ること。

併せて小学校と道路管理者、警察と合同による通学路危険箇所点検に基づき、対策が急務な箇所について早急な安全対策を講ずること。

- 2 中山間地域の狭隘路線の拡幅整備を推進するとともに、市域の円滑な移動を可能とする道路網の整備推進を図ること。

- 3 道路整備財源の確保に努め、市街地の交通渋滞の解消に必要な環状線、バイパスや交差点の立体化等、建設計画路線の整備促進を国・県に対し強く働きかけること。

- 4 道路の除雪体制の一層の充実を図り、委託業者との連携を強化するとともに、市民の協力体制の確保に努めること。

- 5 千曲川流域の治水対策については、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づいた堤防強化や上下流バランスを考慮した河道掘削、遊水地整備等が段階的かつ緊急的に進められているが、令和7年10月2日に開催された信濃川水系（信濃川上流）流域治水協議会全体協議会において、「ロードマップが令和13年まで延伸される」と説明があった。

治水安全度の向上による安全・安心の確保は、沿川住民の総意でもあることから、国、県には、一日も早く工事完了となることを強く要望していくこと。

また、「信濃川水系河川整備計画」に基づき、村山橋から粟佐橋間の沿川各地区において堤防整備等の洪水流下対策が進められているが、近年の気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に対応するため、一日も早く沿川住民の安全安心が確保されるよう、市として事業促進に積極的に協力するとともに、着実な事業実施について国、県に強く働きかけること。

また、千曲川下流や犀川の一部などの県管理区間の直轄編入について、県と連携して国に要請していくこと。

- 6 「長野市災害復興計画」に位置付けた長沼地区河川防災ステーションや長沼地区の復興道路の整備促進を図ること。

- 7 第1次国土強靱化実施中期計画に示された施策に基づいた道路・河川などの防災対策を進めるとともに、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の防災対策の充実強化を国・県に対して強く働きかけること。

- 8 豪雨や地すべり等により被災し通行規制している道路や中小河川の災害復旧については、国及び県などの関係機関との連携を十分に行い、早急に復旧工事を実施するとともに、防災・減災に努めること。
- 9 浅川の治水対策については、「浅川総合内水対策計画」に基づく、各支川（駒沢川、三念沢、隈取川）の改修を県と連携し強力に推進するとともに、新たな抜本的な対策及び排水機場管理の統一について、県、地区関係者と連携して検討を進めること。
- 10 浅川流域治水に向けて、ため池貯留のさらなる効果的な運用を図るため、各管理者との連携を図ること。
- 11 市街地及び住宅地狭隘道路の解消を積極的に推進するため、道路後退部分用地の取得と舗装等による拡幅整備の推進を図ること。
- 12 人にやさしいまちづくりを推進するため、高齢者や障害者のみならず、全ての市民が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの道路や建物等の整備及び指導を行うこと。
- 13 都市型水害に対応する治水対策の推進として、北八幡雨水調整池の貯水容量を増やす事業を着実に行うなど、北八幡川沿川の治水対策の促進を図ること。

併せて、用排水路の急激な水位上昇を抑えるため、農林部局と連携した水門の電動化・自動化・遠隔化及び小中学校、市有施設等の公共公益施設の広場、駐車場を利用した雨水貯留・浸透施設整備等の事業促進を図ること。

なお、都市部においては地下の活用を検討すること。

また、雨水渠、雨水調整池の整備及び、雨水貯留・浸透施設（個人住宅等）への助成など流域治水対策をより一層推進するとともに、国、県へ新たな雨水対策事業による施設整備などを積極的に働きかけること。
- 14 気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度の増加に対応した「長野市雨水管理総合計画」を策定し、浸水被害軽減対策の拡充を図ること。
- 15 地籍調査事業については、現在の実施地区及び計画地区において、国庫補助を活用しつつ必要な予算措置を行うとともに、市域全体に関しては、国の第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）を本市の地籍調査事業に反映させ、リモートセンシング技術を活用し、事業の進捗率の向上を図ること。
- 16 空き家対策については、適切に管理されていない老朽危険空き家等への対応や空き家の適正管理、利活用及び空き家化の予防など、長野市空家等対策計画に位置付けられた施策を総合的かつ着実に進めること。

- 17 (仮称)若穂スマートインターチェンジの早期完成に向けて、着実な整備促進とそれに係る道路整備を図ること。
- 18 東外環状線の朝陽～柳原間(2.8 km)の整備事業について、歩道部を含めた全面開通と柳原北交差点の早期立体化に向けて、整備の推進を国・県に強く働きかけること。
- 19 落合橋の架け替えについて、早期の架け替え工事着手を県に強く働きかけること。
- 20 エムウェーブから五輪大橋までの4車線化の事業推進を県及び関係機関に強く働きかけること。
- 21 広域ごみ焼却施設の整備に伴い、大豆島地区から要望されている市道道路改良及び治水施設整備を進めるとともに、大豆島小学校周辺の県道整備の推進を県に強く働きかけること。  
長野東バイパスが暫暫定形により開通したことに伴い、分断された生活道路への影響について、機能回復を検討すること。
- 22 新国道坂城更埴バイパス(3工区)整備事業について、整備の促進を国・県に強く働きかけること。
- 23 松代地区から要望されている史跡松代城跡の来訪者と地域住民の安全を確保するための道路を早急に整備すること。
- 24 水と緑、豊かな水辺環境に配慮した河川整備を推進すること。
- 25 岡田川排水機場については、令和7年度に供用開始となったが、内水による水害対策を強力に推進し、併せて千曲川などの低水護岸の改修や河道掘削などを国や県に強く要望すること。
- 26 安全点検結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強工事を確実かつ迅速に推進すること。
- 27 今後の重要な課題である道路・河川施設等の老朽化対策について、調査を踏まえて修繕・更新費用を確保し、施設の長寿命化と適正な維持管理を推進すること。
- 28 水路や側溝の維持管理費の確保に努め、緊急浚渫推進事業等の積極的な対応策を講ずること。
- 29 長野市公共施設白書に記載の「公共施設の現状と課題」、住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画などに基づき、市営住宅団地の統廃合を含めた建替え及び再整備を推進するとともに、エレベーターの設置や浴室改修など、居住水準の向上に努めること。

また、移住定住の促進に向けて、市営住宅等の空き家を積極的に提供するとともに施設の維持修繕を計画的に行うこと。

30 住戸を取壊した廃止予定団地等の敷地の維持管理を適切に行うこと。

31 地震等によるブロック塀の倒壊対策、看板等の屋外設置物、及び突出物の落下防止対策の推進を行うこと。

特に通学路については優先的に行うこと。

32 アスベスト飛散防止対策の徹底を図るため、吹付けアスベストが使用されている建築物の実態把握に努めるとともに、建設リサイクル法に基づく事前調査及び分別解体等について指導・支援を行うこと。

33 民間の建築物について、耐震化についての啓発や耐震診断に対して補助を継続するとともに、特に耐震化が遅れている住宅については、引き続き耐震改修費用の補助制度の周知を図り、耐震化を促進することで、安全・安心なまちづくりを推進すること。

34 中高層建築物の建築に係る紛争の防止、及び良好な近隣関係の形成・保持については、当該条例に基づく指導・調整により地域住民の不安解消に努めること。

35 災害発生時等では、地域を熟知している業者の早期対応が望まれる。緊急対応に対処するためにも地域に配慮した業者育成を図ること。

36 老朽化が著しい橋梁の架け替えについて、早期の事業化を国・県に強く働きかけること。

37 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な長寿命化を推進すること。

38 高齢化が進む中山間地域の幹線市道等の草刈りなどについては、業務委託を進めるなど住民負担の軽減を図ること。

39 「長野市マンション管理適正化推進計画」に基づき、今後見込まれている高経年マンションの急増と居住者の高齢化などの実情を踏まえ、管理組合の自立的運営による適正なマンション管理を促進すること。

40 盛土等に起因する災害を防止するため、県と連携して盛土規制法を的確に運用するとともに、過去に行われた既存盛土等の調査を着実に実施すること。

## 都市整備関係

- 1 「長野市都市計画マスタープラン」の行動計画である令和4年度に改定された「長野市立地適正化計画」に基づき、健全で秩序ある発展のため、人口減少や高齢社会化など、社会構造の変化に対応するコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりの推進を図ること。

また、これまで整備を行ってきた都市の資産である道路や公園、住宅等の施設を最大限に活用しつつ、様々な都市機能の再生やリノベーションを図ることにより、地域ごとの特性や歴史・文化を踏まえて安全で快適な、歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを推進すること。

- 2 都市の骨格を成す都市計画道路の整備を推進し、都市内の円滑な道路交通と子どもたちの安全、安心な通学路、災害時における緊急避難路、交通渋滞を緩和する環状路線網を形成する幹線道路の整備を促進すること。

特に、山王小柴見線の相生橋は昭和10年の架設であり、老朽化が著しいことや通過車両の重量制限がかけられていること、また、北部幹線では、古里小学校前交差点が暫定形であり渋滞が著しいことから、早期に整備を推進すること。

川中島幹線については、令和9年度末の開通に向け、着実に整備を推進すること。

七瀬居町線では、建物等の移転に伴い関係する権利者の生活環境や地域の交通状況が変わることから、地元の声をしっかりと聞くとともに、関係機関と連携し、整備を推進すること。

併せて、県施行の事業について整備促進を要望すること。

- 3 丹波島橋周辺の渋滞対策については、県と共に立ち上げた研究会で実施したハード対策の効果がより発現するよう引続きソフト対策の検討を積極的に進めること。

さらに今後、予定されている五輪大橋無料化など渋滞解消効果が望める事業についても着実に推進すること。

- 4 長野駅前B-1地区市街地再開発事業については、事業を円滑に推進するため、組合に対して適切な指導・助言及び支援を行い、公共施設の整備改善及びまちなか居住の推進、商業・業務機能の拡充を図り、健全な市街地の形成に努めること。

- 5 新田町交差点以南の中央通りについて、善光寺表参道としての魅力を一層高め、まちなかの回遊性を向上させて、新たなまちのにぎわいが創出できるよう、関係機関や地域、商店会などと連携協働し、歩行者優先道路化に向けた社会実験の実施とその効果検証を行いながら、整備計画を策定し、事業を推進すること。

- 6 国から認定を受けた長野市歴史的風致維持向上計画に基づき、地域固有の歴史や伝統、風情あるまちなみを継承するため、歴史的風致の維持及び向上に寄与する各種事業に取り組むとともに、地域活性化や観光振興につながるよう積極的な情報発信を図ること。
- 7 風格と魅力ある美しい景観を創出するため、長野市景観計画、長野市の景観を守り育てる条例及び長野市屋外広告物条例に基づき、地域の特性を活かすとともに、市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進及び誘導を図ること。
- 8 緑に溢れ、生活にうるおいと安らぎのある長野市を創造するとともに、幅広い利用ができるよう公園の整備を進め、特に災害時には市民の生命を守る避難地の役割を果たす公園の建設を推進すること。

また、約 720 か所ある公園・遊園地等の遊具の施設や樹木などを常に良好に維持管理し、民有地の緑化等と併せて市民との協働による緑豊かで心安らぐまちづくりの推進に努めるとともに、緑をとおして豊かな暮らしを実現できるよう緑育の推進にも努めること。
- 9 城山公園については、自然環境を活かすとともに、文化・芸術・レクリエーション機能を高め、善光寺周辺を含めた広域的な集客に対応できる都市空間となるよう、既存施設についても安全対策を考慮しながら、旧蔵春閣や城山公民館一帯の「交流の丘ゾーン」及び城山動物園などが存在する「ふれあいの森ゾーン」の再整備を進めること。
- 10 少子高齢化社会が進行するなか、市民が求める公園のあり方を検討し、Park-PFI の活用など、にぎわいある公園作りを目指すこと。
- 11 綱島公園や弁天公園など未開設の都市公園については、部分的、段階的な整備、さらには計画の見直しなども視野に入れ、関係機関や地元住民と調整を行いながら、整備促進に努めること。
- 12 犬の散歩ができる公園を増やすことや、ドッグランを公園内へ整備することを進めること。
- 13 長野電鉄善光寺下駅から善光寺までの善光寺東参道については、地元住民、地権者、県、道路管理者と連携し、利用者の安全性が確保され、善光寺周辺の景観に配慮した一体的な計画策定を図ること。
- 14 もんぜんぷら座敷地の利活用を含む新田町交差点周辺エリアのまちづくりについては、長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会からの答申を踏まえ、多様な世代の交流拠点となるよう、着実に推進すること。

15 市道や公園の街路樹の維持管理においては、良好な景観や緑陰の形成を図るとともに、通行に支障となる枝の剪定や根上りによる歩道の破損への対応や倒木を未然に防止するための枯木の伐採などの安全対策を確実に行うこと。

また、新たに整備する都市計画道路などの街路樹や、既存の街路樹の老木化による植替えにおいては、周辺環境に適し、枝の繁茂や落葉、根上りなど安全面と管理面に配慮した樹種の選定を行うこと。

## 水道・下水道関係

- 1 強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向け、基幹施設の耐震化と代替性・多重性の確保を重点的に進め、被災時にも上下水道機能が早期に回復できるよう地震対策に努めること。
- 2 施設の老朽化の増大が顕著となる一方で、人口減少により技術職員など事業や工事の担い手が不足していることから、民間事業者の技術力を活用できる官民連携や I・T や AI などの DX 施策の導入に努めること。
- 3 地震や集中豪雨による災害の最新の事例について積極的に情報収集に努め、浄水場や浄化センターなど主要な施設が被災した場合について想定し、対応のシミュレーションや訓練を実施すること。広域的な災害対応訓練や他事業者との相互応援体制の整備などを通じて、平常時から連携強化を進め、危機管理体制の充実に努めること。
- 4 水道事業については、水道ビジョン・経営戦略及び水道施設整備計画に基づき、水道施設の統廃合や管路のダウンサイジングを計画的に実施するとともに、事業費の平準化を図るなど、効率的な経営に努めること。
- 5 老朽施設の計画的な更新や効率的な維持管理により、赤水の解消や有収率の向上に努めること。
- 6 水道水源の保全を図るため、関係機関と連携を強化するとともに、水源から蛇口までの水質管理体制の強化に努めること。  
特に、川合新田水源において検出された有機フッ素化合物については、監視強化を継続するとともに、安全性を担保した効果的な取水方法等の対策を行うこと。
- 7 水道事業が抱える課題に対する上田長野地域の広域化による効果を県企業局及び関係市町で共有し、市民の理解を得ながら、広域化に向けた具体的な検討、協議を進めること。
- 8 下水道事業については、下水道 10 年ビジョンや経営戦略及びストックマネジメント計画に基づき、将来に備えた建設投資費用を確保するなど、投資と財源の均衡を図りながら、効率的かつ健全な経営の継続に努めること。  
また、国の新規施策を注視し、積極的に国庫補助等の財源を最大限活用させて、基盤強化の推進に努めること。
- 9 近年の気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度の増加等に鑑み、建設部と連携を図り、雨水渠の整備等を推進し、浸水被害軽減対策の拡充を図ること。

- 10 下水道施設の改築更新及び耐震化、監視・操作システムのクラウド化を計画的に進めるとともに、下水道区域外の戸別浄化槽整備を図り、汚水処理の安定的なサービス提供に努めること。
- 11 下水道マンホール蓋の広告利用を進め、公共広告や商業広告、観光PRなどの活用に努めること。
- 12 インターネットを利用した手続や図面、書類の電子化など市民や事業者の利便性向上に努めるとともに、ホームページや動画などにより上下水道事業について情報提供を行うこと。